

西宮市駐車場の出入口設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国道、県道及び市の管理する道路(以下「公道」という。)に面した駐車場を設置する場合において、道路における危険を防止し、歩行者等の交通の安全を確保するため駐車場の出入口の設置基準に関し法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車場 自動車の出入口が公道に接している駐車場をいう(道路法(昭和27年法律第180号)第24条の道路管理者以外の者の行う工事及び第32条の占用許可を伴わない駐車場で駐車する自動車が2台以下のものを除く。)
- (2) 自動車 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第4号の自動車をいう。
- (3) 出入口 駐車場から公道に出入りする場合の接道部分をいう。
- (4) 単独出入口 駐車場所が直接公道に接する出入口をいう。
- (5) 集合出入口 駐車場所から車路を介して公道に接する出入口をいう。
(駐車場の自動車の出入口の設置承認等)

第3条 駐車場を設置しようとする者は、市長に申請してその承認を得なければならない。既に設置されている駐車場の出入口の位置を変更する場合も同様とする。

- 2 市長は、前項の承認に関して必要と認めるときは、当該駐車場の出入口と接続する公道の道路管理者の意見を求めるものとする。
- 3 市長は、第1項の承認には、交通の安全上又はその他の必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の承認を得ないで駐車場を設置した者に対して、第5条又は第6条の設置基準に適合させるために必要な指導、勧告をすることができる。

(2以上の出入口の設置)

第4条 集合出入口は、一敷地に一箇所とする。ただし、次に掲げる駐車場の集合出入口で市長が認めるものは、この限りでない。

- (1) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例(平成11年西宮市条例第74号。以下「まちづくり条例」という。)第2条第5号に規定する開発事業において建築する建築物(専用住宅を除く。)に係る駐車場
- (2) まちづくり条例第2条第6号に規定する小規模開発事業において建築する建築物(専用住宅を除く。)に係る駐車場。ただし、当該建築物の敷地面積が300平方メートル未満のものを除く。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その敷地面積が300平方メートル以上の駐車場

2 前項各号に掲げる駐車場の集合出入口は、一方を入口専用とし、他方を出口専用として、各々その表示をするものとする。ただし、特にやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

3 単独出入口は、一敷地に一箇所とする。ただし、特にやむを得ないと市長が認めた場合は、二箇所設置することができる。

(奥行狭小地の単独出入口の設置)

第5条 敷地の奥行きが狭小であるため敷地内で自動車の転回場所の確保が困難であり、かつ、集合出入口の設置ができない駐車場であって、横幅(公道に面する部分をいう。)が広いものにあつては、単独出入口から同時に2台を超える自動車が入りしないうようにするため当該単独出入口にゲート等を設けることその他の安全上の措置が施されていると市長が認めるものでなければならない。

(出入口の設置基準)

第6条 出入口は、次に掲げる場所に設置してはならない。ただし、特にやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の場所

(2) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の場所

(3) 消火栓又は指定消防水利の標識が設けられている位置から5メートル以内の場所

(4) バス停留所の標識が設けられている位置から10メートル以内の場所

(5) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の場所

2 出入口が公道に取り合わせる角度は、直角又はそれに近い角度とする。

3 出入口を2箇所設置する場合の相互距離は、10メートル以上とする。ただし、特にやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

4 出入口の幅は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。ただし、荷物搬入等の自動車の出入りのためやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 自己の専用住宅その他これに類する戸建住宅の駐車場 3メートル以内

(2) 前号の駐車場以外の駐車場のうち単独出入口を有するもの 単独出入口1箇所当たり3メートル以内

(3) 第1号の駐車場以外の駐車場のうち集合出入口が1箇所あるもの 6メートル以内

(4) 第1号の駐車場以外の駐車場のうち集合出入口が2箇所あるもの それぞれ3メートル以内

(5) 前各号に掲げる駐車場以外の駐車場 市長が別に定める幅員

5 前項ただし書により出入口を設置しようとする者は、自動車の軌跡図等必要な図書を第3条第1項の承認を得る際に提出する申請書に添付しなければならない。

(実施細目)

第7条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 この要綱実施の際現に存する駐車場又は現に建築中の駐車場については、この要綱は適用しない。